【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出日】 平成25年11月27日

【会社名】 ウエルシアホールディングス株式会社

【英訳名】 WELCIA HOLDINGS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 髙田 隆右

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田須田町一丁目9番地

【電話番号】 03-5207-5878 (代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役兼執行役員グループ経営管理本部長 佐藤 範正

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田須田町一丁目9番地

【電話番号】 03-5207-5878 (代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役兼執行役員グループ経営管理本部長 佐藤 範正

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 1,229,664,000円

(注)募集金額は、発行価額の総額であります。

【安定操作に関する事項】該当事項はありません。【縦覧に供する場所】株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年11月6日付をもって提出した有価証券届出書及び平成25年11月13日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、平成25年11月27日に有価証券報告書(第5期自 平成24年9月1日至 平成25年8月31日)及び臨時報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、当該有価証券報告書及び臨時報告書を参照書類とし、併せてこれに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 4 新規発行による手取金の使途
- (2) 手取金の使途

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の差替え)

新たな事業年度に係る有価証券報告書を提出したことに伴い、平成25年11月6日付をもって提出した有価証券届出書に添付しておりました「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移」を差し替えます。

(添付書類の削除)

第5期連結会計年度(自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)の業績の概要 第5期事業年度(自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日)の業績の概要

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

- 4【新規発行による手取金の使途】
- (2)【手取金の使途】

(訂正前)

上記差引手取概算額上限1,221,664,000円については、本第三者割当増資と同日付をもって決議された一般募集及びその他の者に対する割当の手取概算額12,173,168,000円と合わせ、手取概算額合計上限13,394,832,000円について、全額を平成26年8月末までに当社子会社であるウエルシア関東株式会社、株式会社高田薬局及びウエルシア関西株式会社への投融資資金に充当する予定であります。なお、当該各子会社は、当社からの投融資資金を店舗新設のための設備投資資金に充当する予定であります。

なお、第三部 参照情報 第1 参照書類の1 有価証券報告書<u>(第4期)</u>「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 (1)重要な設備の新設等」に記載された当社グループの設備計画は、本有価証券届出書提出日(平成25年11月6日)現在(ただし、既支払額については平成25年9月30日現在)、以下のとおりとなっております。

<後略>

(訂正後)

上記差引手取概算額上限1,221,664,000円については、本第三者割当増資と同日付をもって決議された一般募集及びその他の者に対する割当の手取概算額12,173,168,000円と合わせ、手取概算額合計上限13,394,832,000円について、全額を平成26年8月末までに当社子会社であるウエルシア関東株式会社、株式会社高田薬局及びウエルシア関西株式会社への投融資資金に充当する予定であります。なお、当該各子会社は、当社からの投融資資金を店舗新設のための設備投資資金に充当する予定であります。

なお、第三部 参照情報 第1 参照書類の1 有価証券報告書<u>(第5期)</u>「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 (1)重要な設備の新設等」に記載された当社グループの設備計画は、本有価証券届出書提出日(平成25年11月6日)現在(ただし、既支払額については平成25年9月30日現在)、以下のとおりとなっております。

<後略>

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

(訂正前)

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第4期(自 平成23年9月1日 至 平成24年8月31日) 平成24年11月28日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第5期第1四半期(自 平成24年9月1日 至 平成24年11月30日) 平成25年1月11日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第5期第2四半期(自 平成24年12月1日 至 平成25年2月28日) 平成25年4月12日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第5期第3四半期(自 平成25年3月1日 至 平成25年5月31日) 平成25年7月12日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成25年11月6日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年11月28日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成25年11月6日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を平成25年2月15日に関東財務局長に提出

(訂正後)

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第5期(自 平成24年9月1日 至 平成25年8月31日) 平成25年11月27日関東財務局長に提出

2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本訂正届出書提出日(平成25年11月27日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年11月27日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

(訂正前)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書<u>及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)</u>の提出日以後 本有価証券届出書提出日(平成25年11月6日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「対処すべき課題」について変更及び追加がありました。下記「1 対処すべき課題」は当該変更及び追加を反映し、一括して記載したものであります。

なお、当該有価証券報告書<u>等</u>には将来に関する事項が記載されておりますが、<u>下記「1 対処すべき課題」及び「2 事業等のリスク」に記載された事項を除き、</u>当該事項は、<u>本有価証券届出書提出日(平成25年11月6日)</u>現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

1 対処すべき課題

<中略>

2 事業等のリスク

<後略>

(訂正後)

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の提出日以後<u>本訂正届出書提出日(平成25年11月27日)</u>までの間において、 当該有価証券報告書に記載された「対処すべき課題」及び「事業等のリスク」について変更及び追加はありません。

なお、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、<u>本訂正届出書提出日(平成25年11</u>月27日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

1 対処すべき課題及び2 事業等のリスクの全文削除